

高額療養費のご案内

1ヵ月(暦月毎)の医療費の自己負担額が、一定の額(自己負担限度額)を超えて高額になったとき、申請により超えた分が高額療養費として支給されます。

70歳未満の方の自己負担限度額

《令和8年8月～》

所得区分		自己負担限度額および世帯合算限度額	多数回該当 (※2)	年間上限 (※3)
ア	基礎控除後の年間所得 901万円超	270,300円+(総医療費-901,000円)×1%	140,100円	1,680,000円
イ	基礎控除後の年間所得 600万円超～901万円以下	179,100円+(総医療費-597,000円)×1%	93,000円	1,110,000円
ウ	基礎控除後の年間所得 210万円超～600万円以下	85,800円+(総医療費-286,000円)×1%	44,400円	530,000円
エ	基礎控除後の年間所得 210万円以下	61,500円	44,400円	530,000円 (※4)
オ	住民税非課税世帯(※1)	36,900円	24,600円	290,000円

令和8年8月改正

(※1)住民税非課税世帯の適用には、非課税証明書等の確認書類の提出が必要な場合があります。

(※2)多数回該当とは、過去12ヵ月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

(※3)年間上限とは、年間(8月から翌年7月)の自己負担合計額の限度額です。

(※4)基礎控除後の年間所得が86万円未満であると確認できた方は、年間上限41万円が適用されます。

- 同一医療機関における自己負担額は限度額を超えない場合でも、同じ世帯の方の自己負担額が21,000円以上のものを合算することができます。自己負担額は、暦月ごと、被保険者ごと、医療機関ごと(入院・外来別、医科・歯科別)に計算します。(世帯合算限度額)
- 医療機関の窓口でマイナ保険証により電子的確認を受けるか、資格確認書をお持ちの方またはオンライン資格確認システムに未対応の医療機関等では当組合から交付される「国民健康保険限度額適用認定証」を提示することにより、医療機関ごと(入院・外来別、医科・歯科別)に窓口の支払が限度額までとなります。認定証の交付は、事前申請が必要です。

70歳～74歳の方の自己負担限度額

《令和8年8月～》

所得区分		自己負担限度額			
		外来の限度額 (個人ごとに計算)	入院および世帯合算限度額	多数回該当 (※6)	年間上限 (※7)
現役並み所得者	現役並みⅢ (課税所得690万円以上)	270,300円+(総医療費-901,000円)×1%		140,100円	1,680,000円
	現役並みⅡ (課税所得380万円以上)	179,100円+(総医療費-597,000円)×1%		93,000円	1,110,000円
	現役並みⅠ (課税所得145万円以上)	85,800円+(総医療費-286,000円)×1%		44,400円	530,000円
一般所得者		22,000円 (年間上限21万6千円)	61,500円	44,400円	530,000円 (※8)
低所得者Ⅱ (※5)	Ⅱ	11,000円 (年間上限9万6千円)	25,700円	24,600円	290,000円
低所得者Ⅰ (※5)	Ⅰ	8,000円	15,700円		180,000円

令和8年8月改正

(※5)「低所得者Ⅱ」および「低所得者Ⅰ」の適用には、非課税証明書等の確認書類の提出が必要な場合があります。

(※6)多数回該当とは、過去12ヵ月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

(※7)年間上限とは、年間(8月から翌年7月)の自己負担合計額の限度額です。

(※8)課税所得が28万円未満未満であると確認できた方は、年間上限41万円が適用されます。

- 医療機関の窓口でマイナ保険証により電子的確認を受けるか、資格確認書をお持ちの方で現役並みⅢ・一般所得者の方は資格確認書を、現役並みⅡ・現役並みⅠ・低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰの方またはオンライン資格確認システムに未対応の医療機関等では当組合から交付される「国民健康保険限度額適用認定証」を提示することにより、医療機関ごと(入院・外来別、医科・歯科別)に窓口の支払が限度額までとなります。認定証の交付は、事前申請が必要です。

〈所得要件〉

- ・現役並み所得者：課税所得145万円以上の方(70歳～74歳の方)などが同じ世帯にいる方。
ただし、収入の合計が単身世帯で383万円未満、二人以上世帯で520万円未満である場合、申請により一般所得者となります。
- ・一般所得者：現役並み所得者、低所得者のいずれにも該当しない方。同一世帯の被保険者(70歳～74歳の方)の所得合計が210万円以下である場合も一般所得となります。
- ・低所得者Ⅱ：住民税非課税世帯に属する方。
- ・低所得者Ⅰ：住民税非課税世帯で、世帯の所得が一定基準(年金収入826,500円以下等)の方。

70歳未満の方と70歳～74歳の方の世帯合算限度額

同じ世帯で、同じ月内に70歳未満の方の自己負担額(21,000円以上のものに限る)と、70歳～74歳の方の自己負担額の合計が限度額を超えた場合は、70歳未満の方の自己負担限度額が適用となります。